

竹原市人権センターだより

発行：竹原市人権センター 2024年度 (NO.1) 7 月発行

竹原市中央五丁目1番35号 TEL0846-22-7736 FAX0846-22-7748

◇竹原市人権センターとは！

福祉の向上及び人権啓発の市民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための事業を総合的に行っています。

◇今年度の主な事業

- 人権啓発活動・・・人権・男女共同参画推進啓発講座、人権・男女共同参画標語募集、人権強調月間・週間の取組、人権フェスティバル（人権啓発市民講座）、広報だけ



はら「共に生きる」、竹原市人権センターだより、人権ふれあいだより等

- 地域交流活動・・・各種教室

日本舞踊、着付、パソコン、カラオケ、けしごむハンコ、グラウンドゴルフ

- 地域福祉事業・・・介護予防教室、健康相談

- 相談活動・・・ひとりで悩まないで困ったときには相談してください。

◎人権相談・・・差別、いじめ、いやがらせ等人権全般

- ・竹原市人権センター ☎22-7736 月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)
- ・人権擁護委員による相談（予約不要）

とき：毎月第3水曜日 9:00～12:00 ところ：竹原市人権センター

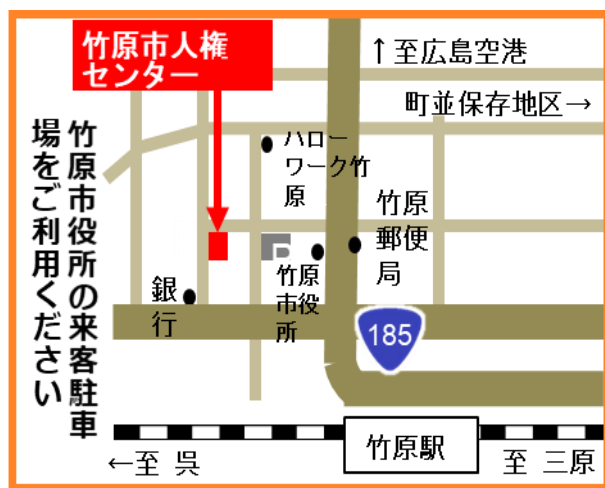
問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎082-423-7752

◎DV 相談 ・竹原市 DV 専門相談窓口（竹原市人権センター内）

☎22-7748 月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

緊急の場合は、110番へ

【竹原市人権センターの場所】



「竹原市人権センターだより」

「人権ふれあいだより」を「竹原市ホームページ」に掲載していますのでご覧ください

[竹原市ホームページ]

<http://www.city.takehara.lg.jp>

組織からさがす ⇒ 地域づくり課

⇒ 人権、男女共同参画 ⇒ 人権

⇒ 竹原市人権センターだより

⇒ 人権ふれあいだより

改正障害者差別解消法がスタート 2024年4月1日より合理的配慮の提供が義務化されました

私たちの社会には、多様な人が暮らしています。その多様な人の個性を認めあい、互いに尊重しあうことが大切です。しかしながら現実には、虐待・暴力・差別・偏見などで心身に深い傷を受け、人権が侵害されることがあります。

障害がある人については、日常生活や社会生活を営むうえで、障害を理由にした差別や、社会の中にある様々な障壁（バリア）によって、生活がしにくくなっている場合があります。

その解決をめざして、2016年に障害者差別解消法が施行されましたが、2021年に改正され、本年4月1日から施行されています。

【改正後】

	行政機関等	民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

【不当な差別的取り扱いとは？】

正当な理由なく、障害を理由にサービスなどの提供の拒否・制限をすること

- 例・・・
- 受付対応を拒否する、順番を遅くする。
 - 保護者や介助者がいない場合に、入店をことわる。
 - 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

【合理的配慮とは？】

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲で、社会の障壁（バリア）を取り除くこと

- 例・・・
- エレベーターがない建物で、上下階に移動する時は、マンパワーでサポートする。
 - 意思疎通のために、絵や写真カード、タブレットを用意する。
 - 車いすの利用者が利用しやすいように、カウンターの高さに配慮する。

※合理的配慮については、障害のある人と事業者等が共に話し合い、対応策を検討していくことが重要です。また、配慮について周囲の理解も必要です。様々な障壁を取り除くことで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きていくことができる社会を実現しましょう。



6月7日「働き方改革・女性活躍推進セミナー」を開催し、「治療と仕事の両立支援」のテーマで広島産業保健総合支援センター産業保健専門職寺本清美さんに講演をしていただきました。

「竹原市犯罪被害者等 支援条例」制定記念講演会

○日時 2024年8月5日（月）
13：30～15：00

○場所 竹原市民館2階

第2・3会議室

○内容 犯罪被害者等支援について

○講師 内野 悌司さん

（うちの ていじ）

・公益社団法人

広島被害者支援センター副理事長

・広島修道大学健康科学部教授

参加をよろしく願いいたします。